

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-4
提出年月日	令和5年10月16日

(1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
231012-39	1	資料2-1 7ページ) 共用取止めを行っても洗浄排水の処理能力に影響がないことについて、定量的な説明を追加すること。 4,900m <sup>3</sup> /yを処理できることを説明すること。	R5.10.12	本日回答		以下の通り、3号洗浄排水蒸発装置の年間処理可能容量が4,900m <sup>3</sup> /yを上回っていることが分かるよう追記した。 約1.7(m <sup>3</sup> /h)×24(h/d)×365(d/y)×0.5(設計上の設備利用率) =約7,440(m <sup>3</sup> /y)	資料3-2『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01 r.0.0)』 p.共止-5  資料3-3『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01-9 r.0.0)』 p.共止-比較表-8	
231012-43	2	資料全般) 共用取り止めが処理方法(アスファルト固化)の変更(27条),あるいは貯蔵方法の変更(28条)に該当するか確認の上,説明すること。	R5.10.12	本日回答		共用取止めに伴い,27条の変更に当たるほか,固体廃棄物のうち1号及び2号炉の濃縮廃液固化物の発生量が減少することから28条に該当することを確認した。ただし,年間推定発生量については廃棄物処理設備等の運用によって生じ得る変動を想定して設定しており(約400本),共用取止めの前後において変更はなく,基準適合性に影響がないことを確認した。	資料3-2『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01 r.0.0)』 p.共止-6,7,59~61  資料3-3『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01-9 r.0.0)』 p.共止-比較表-10,62~64	
231012-45	3	全般) 北電が何をしたいのか,その経緯,関連条文の整理等が不足しているため,整理した上で説明すること。 また,パワーポイント資料はまとめ資料のエッセンスであることを理解の上,作成すること。 まとめ資料の構成について,27条として整理すべきか,その他(有毒ガスBF等)として扱うのか先行の実績も踏まえて整理の上,適正化すること。	R5.10.12	本日回答		関連条文として,12条,27条,28条であることを抽出し,それぞれの条文に対して,基準適合性に影響がないことを確認した。 まとめ資料は,関連条文が複数あることから,有毒ガスBF等と同様,その他として整理するとともに,島根2号炉の審査実績を参考に適正化を行った。 パワーポイント資料は,上記まとめ資料を踏まえて作成した。	資料3-1『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について』 全般  資料3-2『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01 r.0.0)』 全般  資料3-3『泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について(共止01-9 r.0.0)』 全般	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。